

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：綾部市長、綾部市議会議長、綾部市選挙管理委員会、綾部市代表監査委員、綾部市教育委員会、綾部市公平委員会、綾部市消防長、綾部市農業委員会、綾部市固定資産評価審査委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.5%
全職員	89.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.2%
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.2%
31～35年	99.1%
26～30年	95.1%
21～25年	91.4%
16～20年	89.7%
11～15年	83.6%
6～10年	88.1%
1～5年	87.0%

【説明欄】

- ・扶養手当については、男性受給者が多くなっている。令和6年3月末時点で、男性への支給割合は88.1%である。
- ・女性職員の97.5%は任期の定めのない職員、2.5%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。
男性職員の96.3%は任期の定めのない職員、3.7%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。